

重点的な取組及び共通的な取組

令和元年度の調達改善計画							令和元年度年度末自己評価結果(対象期間:平成31年4月1日～令和2年3月31日)										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期						定量的	定性的			
本庁の取組							本庁の取組										
○		一者応札及び随意契約の改善	(一者応札の改善) より競争性の高い目標を目指す観点から、新規業者への声かけを積極的に行うとともに、入札公告の掲載期間・契約履行期間の延伸、必要に応じ仕様の見直し、入札説明会の実施、入札不参加者等へのアンケート調査の実施とその要望の反映など、より多くの業者が入札参加できるよう改善を図る。	競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H27	前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。	令和元年度中	A	H27	一者応札を改善するため昨年度に引き続き、次の取組を実施した。 ・新規事業者獲得に向けて積極的な声かけを実施した。 ・入札不参加者から可能な限り辞退アンケートを徴取し、辞退理由を考慮し次回以降の契約に反映できるよう努めた。 ・事業者が参入しやすいう、必要に応じて入札説明会を実施した。	A	取組の結果、5件で一者応札が解消した。 ・印刷物等梱包発送業務請負において、競争参加機会を拡大するため、仕様書における業者作業所要条件を緩和し、さらに積極的な声かけを行った結果、1者から2者応札となった。 ・防犯ボランティアフォーラムの開催に係る業務委託において、公告期間を前年度の21日間から31日間に延伸することにより、参加業者が事前提出資料の作成に要する期間を確保するとともに、各会場(全国6箇所)の早期借上げ予約に資するため、公告日についても前年度より約1ヶ月早めた結果、1者応札から5者応札となった。 ・健康診断の委託について、積極的に声かけた結果、1者応札から2者応札となった。 ・警察庁省庁別宿舎管理業務委託について、前年度より公告期間を5日間延伸することにより、1者応札から2者応札となった。 ・全国公安委員会連絡会議(総会)開催に伴う業務について、積極的に声かけた結果、1者応札から2者応札となった。 ・アンケート調査は、延べ2381者に対して配布し、42者から辞退アンケートの提出があった。		アンケート調査を実施した結果、何が1者応札の原因となっているのかが明確となり、改善に向けた方策を検討することができた。 ・入札説明会を積極的に実施し、仕様の内容を詳しく説明することにより、新規事業者が入札に参加しやすくなるようにした。	電子調達システムの活用により、多くの事業者が調達情報を閲覧できるようになった反面、事業者とのやりとりが減少することにより、アンケートの回収率が低下している。	新規事業者への声かけを積極的に行うとともに、入札公告の掲載期間・開札日から契約履行開始までの期間等の延伸、必要に応じ仕様の見直し、入札説明会の実施及び入札不参加者等へのアンケート調査の実施とその要望の反映など、より多くの業者が入札参加できるよう改善を引き続き実施するとともに、担当者間で情報共有を図り、一者応札改善に向けたより高い競争性の確保に努める。
			(公募の活用) 一般競争契約において一者応札となった案件などについて、実質的な競争性を確保するための取組を実施した上で、改善しない案件については、公募を行った上で競争性のある随意契約に移行し、価格交渉により経済性を確保する。	競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H29	対象案件について全て実施する。	令和元年度中	A+	H29	・1者応札が見込まれた案件について、公募を実施し、随意契約に変更した。 ・競争性確保のため、新規事業者に積極的な声かけを行い、指名競争入札を実施した。 ・随意契約による場合については、価格交渉を実施し、経済性の確保に努めた。	A	・公募を実施した結果、仕様条件を満たした業者は1者であり、前年度と同額の契約となった。 ・警察装備用品の調達において、積極的な声かけを実施した上で公募を行った結果、仕様条件を満たした指名事業者が前年度の1者から2者に増加し、新規事業者が落札となり、約23%の経費削減効果があった。 ・警察装備用品の調達において価格交渉した結果、初回提示の見積額より約19%の経費削減効果があった。		一者応札となり得る原因が各契約ごとに異なるため、随意契約に移行するかの可否について、原因分析し判断する必要がある。	一者応札が継続する案件は、事前・事後審査を実施し、原因分析を行った上で、公募を実施し、競争性を確保した上で随意契約に移行する。随意契約に移行した際は、価格交渉を実施し、経済性の確保を図る。	
			(少額随意契約の改善) 少額な随意契約案件への対応として、オープンカウンター方式を積極的に採用し、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。	少額随意契約においてオープンカウンター方式を積極的に活用することで、公平性・透明性及び競争性の確保に努めるため。	A	H27	原則としてオープンカウンター方式を採用する。	令和元年度中	A+	H26	・少額随意契約案件は、原則オープンカウンターを実施し、競争性の確保に努めた。	A	・平成30年度実績263件から令和元年度は228件と減少したものの、積極的に実施し、少額随意契約案件の競争性の確保に努めた。		オープンカウンターの実施には十分な公告期間を確保する必要があるため、計画的な調達スケジュールを組む必要がある。	要求原課と契約部門が緊密に連携し、引き続き積極的な活用に努める。	
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	(一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化) ・要求原課と契約部門の間で緊密に連携をとり、事前・事後審査を実施する。 また、一者応札となった個別の案件及びその要因について一覧表を作成し、公表する。		A	H29	高落札率で一者応札が複数回継続している案件、一者応札が予想される案件を対象に実施する。	令和元年度中	A+	H29	・平成30年度からの継続案件及び令和元年度新規案件の11件について事前審査を実施した。 ・令和元年度上半期における一者応札案件について事後審査を実施し、案件及び要因について一覧表を作成し、公表した。	A	・仕様書の作成段階において要求原課と契約部門が内容について検討することで、適正な仕様書の作成に資することができたほか、調達改善に対する理解や意識付けを促すことができた。		審査にあたっては、特定の業者に対し有利な内容となっていないか、過剰な仕様内容になっていないか等、競争性の確保に配慮の上、1者応札の改善のため実効性のある審査を実施する必要がある。	審査結果を分析し、引き続き一者応札改善に向けた取組を実施する。	
	○	電力調達・ガス調達の改善	(電気調達・ガス調達の改善) ・電気調達の一般競争を引き続き実施する。 なお、ガス調達の一般競争契約の実施予定はない。		A	H28		令和元年度中	-	-	電力調達は、2件一般競争入札を行った。 ・東雲 2者応札 ・青海 2者応札 ガス調達は、一般競争入札の実施案件なし。	-	-	-	-	-	

令和元年度の調達改善計画							令和元年度年度末自己評価結果(対象機関:平成31年4月1日～令和2年3月31日)												
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようにしてどのようになったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント		
							目標達成予定時期						定量的	定性的					
地方の取組							地方の取組												
○		一者応札及び随意契約の改善	<p>【一者応札の改善】</p> <p>より競争性の高い目標を目指す観点から、新規業者への声かけを積極的に行うとともに、入札公告の掲載期間、契約履行期間の延伸、必要に応じ仕様の見直し、入札説明会の実施など、より多くの業者が入札参加できるように改善を図る。</p>	<p>競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることがないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。</p>	A	H27	前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。	令和元年度中	A	H27	<p>・入札案件の周知</p> <p>・公告期間の延長</p> <p>・仕様の見直し</p> <p>・調達時期の変更</p> <p>について重点的に取組を実施した。</p>	A	<p>・平成30年度の入札で一者応札となり、令和元年度も同種案件の入札が行われた165件のうち、58件において一者応札が解消された。</p> <p><一者応札解消件数> 令和元年度 58件 平成30年度 38件 (+20件)</p>	<p>・各種施策により新規業者の参入意欲向上につながった契約について競争性が高まった。</p>	—	<p>・専門性の高い品目や業務内容を含む契約の場合、応札業者の拡大に限界がある。</p> <p>・地方の場合、調達規模が大きい契約案件で、県内に営業拠点が無い場合入札に参加しない業者がいる。</p>	<p>・施策による一者応札改善が難しい契約の場合、公募等の別の競争性を担保する方策を検討する必要がある。</p>		
												—	<p>【入札案件の周知】</p> <p>・近隣官署の同種契約に応札している業者や、過去に応札している業者等に入札公告が出ていることを広報するなどし、応札業者数の拡大を図った。</p>	—	<p>・一者応札解消件数 47件</p> <p>・競争効果 約7,996千円</p>	<p>・新規業者の参入により、既存の業者間との競争性がより高まった。</p>	—	<p>・新規参入業者が、国の競争入札参加資格を有していない(都道府県の資格しか有していない)ことがある。</p> <p>・近隣業者の業者であっても対応可能な案件がある場合があった。</p> <p>・公告の内容だけでは工事内容、規模が分からず、応札を躊躇する業者があった。</p>	<p>・都道府県の契約参加業者等にも、国の競争入札参加資格取得を促す等、あらかじめ広く周知を図る。</p> <p>・過去の同種の契約案件だけではなく、共通項のある契約案件の実績業者も含め、幅広く周知を図る。</p> <p>・入札説明会や簡易な問合せに応じるなど、新規参入業者が質問をしやすい機会を設ける。</p>
												—	<p>【公告期間の延長】</p> <p>・公告期間を従前の契約よりも延長し、業者の目に触れる機会の長期化を図るほか、応札の可否について業者が検討する猶予期間を設けることで、入札に参加しやすい環境の醸成を図った。</p>	—	<p>・一者応札解消件数 6件</p> <p>・競争効果 3,480千円</p>	<p>・応札業者の増加により、結果的に競争性が高まった。</p>	—	<p>・業者側で作業者や資材の手配準備作業等に、こちらの想定よりも時間を要することが原因で入札を断念している場合があることが判明した。</p> <p>・健康診断委託契約等、人員や機材等の専門性が高い案件の場合、通常よりもさらに長い期間の公告期間や履行期間を取らなければ、スケジュール上人材及び機材の確保ができず入札に参加できない場合がある。</p> <p>・準備期間が長期化することにより、業務負担が増加する場合がある。</p>	<p>・公告期間を長くするために契約担当部署だけではなく、原課においても仕様書の作成を早期に行うなど、官署全体で協力する必要がある。</p> <p>・それぞれの契約案件に応じた公告期間を設定することにより、応札可能業者数を増やすことができる可能性がある。</p> <p>・繁忙期を避けるため、計画的な入札スケジュールを策定することで業務負担の軽減を図る必要がある。</p>
												—	<p>【仕様の見直し】</p> <p>・調達物品等の仕様要件を可能な範囲で緩和する、同一役務契約案件に盛り込む内容を精査し、移動に無理のない地域別にするなど、仕様の見直しを図り、業者の参入機会の拡大を図った。</p>	—	<p>・一者応札解消件数 4件</p> <p>・競争効果 540千円</p>	<p>・業者の参加意欲が高まったことにより、結果的に競争性が高まった。</p>	—	<p>・履行場所が広範に及び契約の場合、業者が対応できず、入札に参加できないケースがあった。</p> <p>・単価契約において、将来の市場価格の変動を懸念し、入札を躊躇する業者があった。</p> <p>・仕様の見直しを行う際、意図せずとも特定の業者が有利になるような条件にならないよう、留意する必要がある。</p>	<p>・スケールメリットのために案件を統合する際は、地理的条件も考慮する。</p> <p>・市場価格の大幅な変動(値下がりも含む)があった場合は、双方協議の上、契約単価を変更する案項を仕様書に盛り込む等、可能な限り不確定リスクを低減する工夫を行う。</p> <p>・複合的な仕様により、結果として対応可能な業者を絞り込むことにならないよう、留意する。</p>
												—	<p>【調達時期の見直し】</p> <p>・入札公告の時期を、業務に支障の無い範囲で、過去の事後審査で業者等から聴取した繁忙時期等を避けた時期にすることで、業者の参入機会の拡大を図った。</p>	—	<p>・一者応札解消件数 1件</p> <p>・競争効果 27千円</p>	<p>・参入可能業者が増えたことにより、結果的に競争性が高まった。</p>	—	<p>・契約案件で、相手方の業界の特定の繁忙期等がある場合があり、その時期を避けることで応札可能業者数が増加する可能性がある。</p>	<p>・今後はできる限り入札公告を早め、更なる声かけを実施する。</p>

令和元年度の調達改善計画							令和元年度年度末自己評価結果(対象機関:平成31年4月1日～令和2年3月31日)										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようにしてどのようになったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期						定量的	定性的			
○		一者応礼及び随意契約の改善	<p>【少額随意契約の改善】</p> <p>・少額な随意契約案件への対応として、オープンカウンター方式を積極的に採用し、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。</p>	<p>・少額随意契約においてオープンカウンター方式を積極的に活用することで、公平性・透明性及び競争性の確保に努めるため。</p>	A	H27	前年度におけるオープンカウンター方式の実施件数を上回る件数を目指す。	令和元年度中	A	H27	<p>・少額随意契約案件のうち各官署の実情に応じた条件を設定し、オープンカウンター方式による調達を実施した。</p> <p>・各官署のホームページに調達情報を掲載し、業者の応募を募った。</p>	A	<p>・全120部局のうち103部局においてオープンカウンター方式を導入し、合計で1,346件実施した。</p> <p>＜実施部局数＞ 平成30年度末 101部局 令和元年度末 103部局 (前年度比+2部局)</p> <p>＜実施件数＞ 平成30年度 1,136件 令和元年度 1,346件 (前年度比 +210件)</p> <p>＜削減効果＞ 予定価格比 85.071千円</p>	<p>・業者等の新規参加が増え、競争性が高まった。</p> <p>・県外業者等、通常の見積り合わせでは呼ばない業者の参加が増えた。</p> <p>・継続して実施することにより、業者間の競争意識が高まった。</p> <p>・オープンカウンターをきっかけとして、見積り合わせ等にも参加する業者が増えた。</p>	—	<p>・業者の目に触れる機会を増やすため、ホームページでの周知期間を長く取る必要があるため、通常の見積り合わせよりも調達までの時間が必要となる。</p> <p>・準備期間が従来よりもかかるため、場合によっては業務負担が増加してしまう場合がある。</p> <p>・オープンカウンター方式が浸透していない地域では、ホームページ等を閲覧する業者が少なく、受動的では参加業者が集まらない場合がある。</p> <p>・導入当初は、広報し周知する等、業者からの問合せに対応する等、業務量の増加が見られる場合があるが、制度が軌道に乗っている官署では、結果的に業務効率化にもつながっている。</p>	<p>・揭示期間延長のほか、揭示開始日を特定の曜日に固定するなど、公告案件が業者側にとっても確認しやすい制度設計をすることで、結果としてこちら側の業務負担の軽減にもつながる。</p> <p>・業者に制度を浸透させるために、多くの案件を継続して実施することによって、業者側が自発的にオープンカウンターに参加するよう、工夫する余地がある。</p>
○	調達改善に向けた審査・管理の充実		<p>【事前・事後審査の実施強化】</p> <p>・同種案件で過去複数回にわたり一者応礼が継続している案件について、要求原課と契約部門を交えての事前審査を実施する。</p> <p>・一者応礼となった案件について、入札辞退者に対するアンケートや聞き取り等の事後審査を実施する。</p>	—	A	H29	対象案件がある全所属による実施を目指す。	令和元年度中	A	H29	<p>【事前審査】</p> <p>・事前審査において、対応可能な業者の調査、参入の可能性、仕様条件、入札参加資格条件、他部局での同種案件の契約状況等について要求原課と検討を行った。</p> <p>【事後審査】</p> <p>・事後審査では、入札を辞退した業者に対し、アンケート調査、聞き取り等を実施し、その回答について分析を行った。</p>	A	<p>・17部局において計22件の事前審査を実施した。</p> <p>＜実施件数＞ 令和元年度 17部局 22件 平成30年度 17部局 25件 (△3件)</p> <p>一者応礼解消件数 7件</p>	—	<p>・検討の結果、参入障壁が撤廃され、競争性が回復した案件があった。</p>	<p>・継続して一者応礼が続いている案件では、警察施設の特設塗装等の保守メンテナンス等が多く、施工メーカー以外の参入の余地が少ない案件が多い。</p>	<p>・特定の業者(メーカー)が有利な案件では、公募随意契約後、価格交渉を行い、競争性、経済性を担保するなど、一者応礼対策とは別のアプローチを検討する必要がある。</p> <p>・事前審査は年度の区分に関係なく、事業を行う方針の決定を受け、継続的に実施していく必要がある。</p>
													<p>・77部局において計207件の事後審査を実施した。</p> <p>＜実施件数＞ 令和元年度 77部局 207件 アンケート 21部局 業者聞き取り 59部局 原課と検討会 12部局 平成30年度 61部局 141件 アンケート 28部局 業者聞き取り 48部局 原課と検討会 9部局 (+16部局 +66件)</p> <p>※1案件に複数の事後審査を行ったものもあるため、全体の合計とは一致しない</p>	<p>・今後、同種契約を締結する際の問題点、留意事項の整理ができたものがあった。</p> <p>・要求原課と契約担当課との情報共有が進み、契約の競争性を確保するという意識の向上につながった。</p>	—	<p>・毎年度委託や調達等を行っている契約の場合、積年の競争入札の結果、現契約額の水準が非常に低値に抑えられているため、新規業者が入札を敬遠している案件があった。</p> <p>・特殊な仕様にならざるを得ない契約案件では、落札可能性が低い上に、入札に係る事務作業を敬遠し、入札参加意欲が低下している業者が多かった。</p> <p>・入札参加の意思を示した業者が、都道府県の入札参加資格で参加できると錯誤しており、結果として入札に参加できなかった例があった。</p> <p>・設計委託や工事請負では、各地の豪雨災害復旧事業や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関係事業を原因とした業界全体の人手不足を理由として、入札参加を辞退する例があった。</p>	<p>・技術革新や製品の商品化などについての情報収集を行い、より経済性が高まる方策について積極的に検討を行う。</p> <p>・特殊な仕様のため、特定の業者(メーカー)が有利な案件では、公募随意契約後、価格交渉を行い、競争性、経済性を担保するなど、一者応礼対策とは別のアプローチを検討する必要がある。</p> <p>・新規業者等については、入札参加等の方法についての説明を行う等、参入に際して必要な事項についての広報を積極的に行う。</p> <p>・改善できる事項については、次期調達仕様の見直し等に速やかに反映させる必要がある。</p>

令和元年度の調達改善計画								令和元年度年度末自己評価結果(対象機関:平成31年4月1日～令和2年3月31日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようにしてどのようになったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期						定量的	定性的			
	○	地方支分部局等における取組の推進	【指導教養】 ・地方における調達改善の取組を一層推進するため、管区主催の専科教養等で調達改善の指導教養を行う。	—	A	—	地方における調達改善の取組をより一層推進するため、適切な指導教養を行う。	令和元年度中	A	—	・附属機関や地方機関等において、自主的な勉強会や検討会を開催した。 ・管区警察局、都道府県警察等においても、管下職員を対象とした指導教養を実施した。 ・他省庁が主催する調達関連検討会等に参加した。	A	<実施件数> ・附属機関主催検討会 1件 ・地方機関主催検討会 5件 ・都道府県警察主催 7件 ・他省庁等主催 4件	・同様の調達事務を実施している官署間での情報共有を進めることができた。 ・調達改善に関する担当者意識の向上に寄与した。 ・情報や問題点の共有、改善方策の検討等を行った。 ・同じ地域での契約状況及び令和2年度の同地域における共同調達の現状について知ることができた。	—	・受講者の実務経験等に差がある場合、講義レベルの設定等が難しい。 ・担当者の異動等や情勢の変化等もあるため、定着化するためには継続して行う必要がある。	・テーマを絞った教養とするなど、限られた時間で最大の効果が得られる教養になるよう、工夫をする。 ・担当者の異動等や情勢の変化等もあるため、定着化するためには継続して行う必要がある。
	○	地方支分部局等における取組の推進	【開札方法の改善】 ・入札書の提出日を開札時とした場合において、応札者が一者の場合、当該業者は他に競争相手がいないことから、結果的に高落札率な契約となる場合がある。入札書の提出日を開札時ではなく、開札の前日までとすることとし、開札方法の改善を行う。	—	A	H29	対象案件がある全所属による実施を目指す。	令和元年度中	A	H30	・競争入札における入札書の提出締切を、開札時ではなく、開札の前日までとする取組を推進した。	A	<上半期に入札のあった116部局のうち106部局において、入札書の提出期限を開札日の前日までとした。(実施率91.3%)> <実施部局> 平成30年度 81部局 令和元年度 106部局 (前年比 +25部局)	・応札業者が他の応札者の有無を知ることができないので、結果的に一者応札であっても一定の競争効果が働いた。 ・開札に立会わない業者が増え、再度入札の場合に参加業者が少なくなるケースがあった。 ・応札業者が開札日までわからないことから、談合防止の面としても一定の効果があると思われる。 ・前日までに開札準備を終えることができるので、業務の効率化に寄与している。	—	・応札業者の来庁が、入札書提出と開札の2日間となり、負担が増えた。 ・開札に立会わない業者が増え、再度入札の場合に参加業者が少なくなるケースがあった。 ・郵送による応札を可とした場合、業者の負担コストが増大する。	・競争性確保等のメリットと、業者側の時間的、金銭的負担の増加などのデメリットについて、費用対効果を検討する必要がある。 ・遠方からの応札等が見込まれる場合は、入札書の提出期限を開札日の午前中、開札を午後からに設定するなどについても容認し、取組の目標実現に向けて検討を行う。
	○	電力調達・ガス調達の改善	【電力・ガス調達の改善】 ・競争性のない随意契約や、一者応札となっている官署について、競争入札への移行や複数者応札による競争実現について検討を行う。また、複数の庁舎をまとめて入札する等の合理化の検討も行う。	—	A	電力(H28)ガス(H29)	地域性等を考慮した上で、実施可能な所属において全所属の実施を目指す。	令和元年度中	A	電力(H28)ガス(H29)	B	<電気契約に係る状況> ・競争の有無 競争性のある契約 84件 94.4% (前年度 87件 92.6%) 競争性のない契約 5件 5.6% (前年度 7件 7.4%) ・応札者 複数応札 52件 61.9% (前年度 62件 71.3%) 一者応札 32件 38.1% (前年度 25件 28.7%) <ガス> ・競争性のない随意契約だったものについて、一般競争入札への移行に取り組んだ。 ・競争の有無 競争性のある契約 5件 9.3% (従前 4件 7.8%) 競争環境がない契約 49件 90.7% (従前 47件 92.2%) ・応札者 複数応札 4件 80.0% (従前 1件 25.0%) 一者応札 1件 20.0% (従前 3件 75.0%)	・これまで競争のない随意契約としていたところ、複数施設をまとめて競争入札を行ったところ、複数者からの応札があった。 ・複数の施設の電力調達契約をひとまとめにした結果、契約に係る事務負担を軽減させることができた。	—	・環境配慮契約のため裾切方式を採用したところ、新規参入の意思のある業者が基準を満たさず、結果的に一者応札となる案件が複数あった。 ・年度末の繁忙期には、業者側の人員不足の都合で応札できないとされる案件があった。 ・共同調達している電力供給契約について、受注業者から「参加官庁の数(19官署)がこれ以上増えた場合、入札の参加を見送る可能性がある」との申入れがあった。 ・主契約の電力が小さいと入札参加に興味を持たない業者があった。 ・ガスについては自由化になったものの、未だに複数者の履行が難しい地域が多くある。	・契約の統合を予定する場合は、特定調達への該当を考慮しつつ、早期に調達スケジュールを策定する必要がある。 ・契約期間を年度末からずらし、事業者の繁忙期から外すことで、応札者の増加が期待できることから、引き続き複数者入札の維持方針について検討する。 ・履行可能業者について、引き続き情報収集に努める必要がある。 ・庁舎の改修工事や新規供用に伴い随意契約と見送っている案件については、調達予定数量の見直しや立った段階で、一般競争入札への移行を目指す。 ・電力については、競争入札化をほぼ達成したことから、今後は競争性の維持方策(複数者の入札の確保方策)についての検討に方向性を進めて行く。 ・ガス事業者について、新たに参入する業者等が増加傾向にあることな情報収集に努める必要がある。	

【難易度】
「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。
・A+: 効果的な取組
・A : 発展的な取組
・B : 標準的な取組

その他の取組

令和元年度調達改善計画		令和元年度年度末自己評価結果(対象期間:平成31年4月1日～令和2年3月31日)		
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
(共同調達等の有効活用) ・調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、対象品目及び組織の見直しを検討する。	継続	(本庁) ○共同調達 ・平成30年度に引き続き、警察庁、総務省及び国土交通省と「紙類」、「クリーニング」、「速記」、「宅配便」の共同調達を実施した。 ・平成30年度に引き続き、警察庁、総務省、国土交通省及び独立行政法人統計センターと「OA消耗品」、「清掃用消耗品」、「非常食等」の共同調達を実施した。 ・平成30年度に引き続き、警察庁、東京都警察通信部、総務省、国土交通省と「車両用燃料」の共同調達を実施した。 ・平成30年度に引き続き、警察庁、警察大学校、皇宮警察本部、関東管区警察学校、総務省、国土交通省及び独立行政法人統計センターと「事務用消耗品」の共同調達を実施した。 ○一括調達 ・平成30年度に引き続き、警察庁、警察大学校、皇宮警察本部及び関東管区警察学校と「雑貨」の購入について一括調達を実施した。 ・平成30年度に引き続き、警察庁、警察大学校、皇宮警察本部、関東管区警察学校と「複写機用紙」の一括調達を実施した。	○一括調達 一括調達を実施した雑貨及び複写機用紙について、前年度と異なる事業者との契約となったが、原材料の高騰により、単価は上昇した。 ・「雑貨」 ※単価は税抜 H30 R1 増減 トレットペーパー 57円 60円 3円 蛍光灯(Hf) 270円 280円 10円 蛍光灯 270円 280円 10円 ・「複写機用紙」 ※単価は税抜 H30 R1 増減 A4 998円 1,402円 404円 A3 1,197円 1,682円 485円 B4 1,496円 2,120円 624円	-
		(地方) ・71部局において共同調達を実施した。	・近隣官署と調整を行った結果、実施した部局が前年比+3部局となった。 ・共同調達品目が増加した。	・共同調達を行うことにより、契約事務担当者の業務の省力化が図られた。 ・共同調達の実施に向け、他省庁の担当者との意見交換をすることにより、情報を共有することができた。
(クレジットカードの利用) ・少額な随意契約案件への対応として、インターネット取引による物品調達の拡大を図るなど、引き続きクレジットカード決済を行う。	継続	(本庁) ・廃版となった書籍購入や少量の調達案件に活用した。	・令和元年度中、20件の取引を実施し、従来の事業者見積と比較して、約34千円の削減効果があった。	-
		(地方) ・インターネット取引による物品調達を実施した。	・13件(約52万円)の調達実績があった。	・インターネット上で最も安価なショップを検索することで、経済的かつ効率的な調達を行うことができた。
(政府調達セミナーの開催) ・外務省主催の共同の調達セミナーに参加するほか、警察庁独自の政府調達セミナーを開催し、新規事業者の参入促進を図る。	継続	(本庁) ・令和元年度において調達が見込まれる案件について、政府調達に関心のある内外の供給者等に説明を行った。	-	(本庁) ・外務省主催(H31.4.18開催)の政府調達セミナーに参加 ・警察庁主催(R1.6.5開催)の調達セミナーを実施することにより、新規事業者の参入促進を図った。
(特定調達契約審査委員会の審査) ・国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第3条第1項本文に掲げる調達契約のうち随意契約予定案件については、随意契約の適正な運用を図るため、「特定調達契約審査委員会」において契約方法、契約条件等の適否を審査する。	継続	(本庁) ・令和元年度中、本庁分111案件(約149億円)、地方分13案件(約14億円)について特定調達審査委員会を実施し、随意契約の可否について審査を行った。	-	・特定調達契約審査委員会の審議結果により、随意契約であっても公募を実施することにより、常に競争参加の機会を設けている。
(人材育成) ・警察庁が実施する会計監査及び会計経理指導において、調達改善の進捗状況を点検し、適切な指導教養を行う。 ・地方における調達改善の取組を一層推進するため、本庁主催の専科教養等で調達改善の指導教養を行う。 ・警察庁内担当者向けの調達情報掲示板の充実を図るなど、担当者の能力向上に資する基盤整備に努める。 ・本庁が実施する研修はもとより、他省庁が主催の研修にも会計事務職員を積極的に参加させることにより、適切な会計経理の認識と、高いコスト意識を持つ人材育成を目指す。	継続	(本庁) ・警察庁で実施している調達改善に向けた取組みを、全国の会計職員や警察庁の調達担当者に対して説明し、調達改善の重要性についての理解を深めた。	-	・警察庁が実施した全国規模の研修及び新任担当者研修及び本庁内調達担当者向けの研修、管区警察庁が実施した研修において調達改善の指導教養を行ったほか、適切な会計経理の認識と、高いコスト意識を持つ人材育成を図るとともに、調達改善の重要性を認識させた。 ・都道府県警察が実施した研修に、本庁から講師を派遣し、調達改善の指導教養を行った。
(情報共有) ・調達改善計画の自己評価結果等を地方支分部局に発出し、有効な取組の情報共有を図る。	継続	(本庁) ・調達改善の取組について、情報共有を図った。	-	・平成30年度警察庁調達改善計画自己評価結果を警察庁ホームページに掲載するとともに、平成31年度調達改善計画の取組について「調達改善だより」を作成し、地方支分部局へ発出することにより情報共有を図った。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【内山 融 委員・東京大学教授】

意見聴取日【6月22日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度年度末の自己評価結果をご覧ください、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。 	<p>今回から、各地方の取組を総合的に分析し、警察庁としての達成度や改善点・問題点について全体像を明らかにする形式になり、公告期間の延長、仕様の見直しといった各種の取組ごとにそれらがどのような定量的・定性的効果を上げているかが明確になった。この点は、今後の改善計画を立てる上で極めて有効であると考えられ、高く評価できる。</p> <p>今後も、全庁的・総合的な観点から調達改善を進めていただきたい。たとえば、ある地方におけるグッド・プラクティスを他の地方にも周知普及させるといった取組も重要であろう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後の調達改善計画策定に向け、今回の結果を踏まえた内容の検討及び継続的な効果測定を実施し、改善点・問題点の見える化に努めます。 グッド・プラクティスの水平方向への周知普及方策について、視覚的資料の発行や、各種指導教養等での例示のほか、その活用方策についての検討を進めます。

外部有識者の氏名・役職【藤森 恵子 委員・公認会計士】

意見聴取日【6月25日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度年度末の自己評価結果をご覧ください、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。 	<p>価格を低く抑えるためには、競争性の確保のために、入札者数を増やすことが最も効果的である。</p> <p>そのための工夫としてホームページでの掲載期間の延長や声かけなどが毎年実施されており、実績も少しずつあげているようである。ただし、今回のコロナ禍を通し、よりインターネットなどのIT技術の活用が進んだことを考え、より積極的な情報システムを活用したアプローチを検討してはどうかと考える。</p> <p>例えば、ホームページでの掲載を見に来てもらうというのではなく、多くの企業がマーケティングで活用しているメールマガジン等の情報発信を、あらかじめ登録しておいた企業等に実施するなどの、プッシュ式でのアプローチを検討してどうだろうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 競争性を確保するための方策として、従前からの取組（ホームページの掲載期間延長、公告案件の広報周知等）について引き続き取組むとともに、IT技術の活用等、新たなアプローチについても検討を進めます。 今回の自己評価の結果等を基に、従前の取組についても効果等の検証を行い、より効果的な方策がないか、より改善の余地がないか、検討を進めます。

外部有識者の氏名・役職【石川 剛 委員・弁護士】

意見聴取日【6月25日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度年度末の自己評価結果をご覧ください、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。 	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札及び随意契約の改善に関し、積極的な声掛けを行う等によって、一者応札の減少や経費削減効果がみられたとのことである。また、『警察庁として何を達成し、どのような問題点があり、何について改善すべき点と考えるのか』を意識した自己評価がなされており、積極的に評価する。他方で、自己評価でも認めているとおり、辞退者に対するアンケート回収率が低く、一者応札の原因の探求には、まだまだ検討の余地があること、自己評価で発見された課題の改善や、結果的に一者入札となった原因の探求等、引き続き要改善事項は存在しているので、引き続き改善に努めていただきたい。 なお、一者入札については、「必要に応じ仕様の見直し」を行っているとのことであるが、全ての案件において、仕様内容的確さ（競争を阻害する部品等の利用の有無を含む）の検討がなされているのか、ご確認いただきたい。 今後、コロナ禍を受け、入札事業者の経営体力の減退等が想定される。今後の入札等の実施に当たっては、入札事業者の経営体力等の適格性について、適切な評価を行う等、必要な配慮が期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> 辞退者に対するアンケートについて、辞退者が回答しやすい方法など、回収率の向上方策についてさらに検討を進め、今後の調達改善計画策定等への活用を図ります。 一者応札となった案件の原因についても、今回の自己評価結果を基に、時期、仕様面等多角的に原因について探求を進めます。 仕様の見直しについては、一者応札となった案件について、必要以上に限定をする仕様要件等により、潜在的に競争を阻害する要因となっている要件が無いか事前検討を行うなどし、改善に努めます。 入札参加資格者の適格性等について、法令等との合規性に留意しつつ、今後の経済情勢等を鑑みた適切な評価に努めます。